

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全済生会労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 28 年 4 月 1 日以降

2 場所

別記のとおり

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 28 年 3 月 24 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

済生会小樽病院、済生会西小樽病院（以上、北海道）、北上済生会病院（岩手）、済生会川俣病院（福島）、水戸済生会総合病院（茨城）、済生会前橋病院（群馬）、済生会鴻巣病院、済生会川口総合病院（以上、埼玉）、済生会中央病院（東京）済生会神奈川県病院、済生会平塚病院（以上、神奈川）、済生会三条病院（新潟）、済生会富山病院、済生会高岡病院（以上、富山）、済生会松阪病院（三重）、済生会京都

府病院（京都）、済生会野江病院、済生会新泉南病院、済生会富田林病院（以上、大阪）、済生会奈良病院、済生会御所病院（以上、奈良）、済生会和歌山病院、済生会有田病院（以上、和歌山）、済生会境港総合病院（鳥取）、済生会呉病院、済生会広島病院（以上、広島）、済生会山口総合病院、済生会下関総合病院（以上、山口）、済生会八幡総合病院、済生会福岡総合病院、済生会飯塚嘉穂病院、済生会大牟田病院、済生会二日市病院（以上、福岡）、済生会唐津病院（佐賀）